東京大学大学院総合文化研究科
広域科学専攻 生命環境科学系　助教　公募要項

1.	職名及び人数	助教（任期あり）　１名
2.	分野	生物学（動物科学分野）
3.	採用予定日	2025 年 8 月 1 日（予定）
4.	契約期間	2025 年 8 月 1 日～2030 年 7 月 31 日
5.	更新の有無	更新する場合があり得る。ただし、更新は 1 回限りとし、更新後の任期は 2032 年 7 月 31 日までとする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
6.	試用期間	採用された日から 14 日間
7.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場３－８－１） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規定第 4 条による。）
8.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 生命環境科学系
9.	業務内容	1）教養学部前期課程の基礎生命科学実験（2 年生対象）の実習指導 2）大学院、教養学部後期課程（3・4 年生対象）における教育・研究指導 3）上記の活動に関わる組織・運営上の業務 　着任後は、大学院は生命環境科学系、教養学部後期課程は統合自然科学科、教養学部前期課程は生物部会に所属し、研究・教育活動に取り組んでいただきます。 1）～ 3）に関わる組織・教育活動については、以下の URL を参照のこと https://bio.c.u-tokyo.ac.jp 　変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規定第 4 条による。）
10.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる
11.	休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
12.	休暇	年次有給休暇、特別休暇　等
13.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 （参考 博士修了/34 万円～） 諸手当 賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 55,000 円/月まで）の他、 本学の定めるところによる。
14.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入に加入
15.	応募資格	1）動物科学（特に両生類を用いた発生生物学、または幹細胞生物学）の分野での研究および教育に熱意をもつ方 2）博士の学位取得者および着任日までに博士の学位取得見込の方 3）学部教育、大学院教育に積極的に熱意をもって取り組める方
16.	提出書類	1）東京大学統一履歴書（様式については以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記 URL によらずに以下を参照ください。

		https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績リスト（学位論文、原書論文、総説、著書､受賞などに分類） 3) これまでの研究概要と今後の研究計画、教育への抱負（合わせて約2,000字） 4) 主要論文（5編以内）の別刷PDF 5) 意見を伺うことのできる方2名の氏名､所属・職名､連絡先（住所、電話、メールアドレス）、応募者との関係
17.	提出方法	上記応募書類の電子ファイルを1つのPDFファイルとしてまとめ、以下のURLにアップロードすること。 https://davw03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/rPpUAInI2o2cty-3j0fKZSHNbPl0YoFPEISCcnY3cfSr
18.	応募締切	2025年5月7日（水）17:00までに電子ファイルをアップロードすること。 応募書類による選考を行い、最終選考では面接（対面またはオンライン）を行います。なお、面接のための旅費は支給されません。
19.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場３－８－１ 東京大学 大学院総合文化研究科 広域科学専攻 生命環境科学系　道上　達男 e-mail: tmichiue◎bio.c.u-tokyo.ac.jp（◎は@に換える）
20.	募集者名称	国立大学法人東京大学
21.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
22.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（東京大学における教員の任期に関する規則第3条による。詳細は応相談） ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があることをご承知おき下さい。